

わだつみ会における加害者性の 主題化の過程

—1988年の規約改正に着目して

那波 泰輔

はじめに

- 1 わだつみ会の変遷
- 2 1980年代のわだつみ会
おわりに

はじめに

戦争体験者が少なくなっている現代において、「戦争体験」の継承がより重要となってきた。実際に、「戦争体験」を継承しようという動きは、各地でおこなわれている。北海道のある高校では、アジア・太平洋戦争下を過ごした人びとに対して、生徒たちによる体験の聞き取りがなされている⁽¹⁾。こうした取り組みは珍しいものではなくなってきたが、そもそも「戦争体験」の継承とはいかにしてなされていくのだろうか。「戦争体験」の継承のひとつの方法として、戦争体験者が非戦争体験者に自身の体験を語るという方法がある。「戦争体験」を継承するためには、「戦争体験」を語ることが求められる。もうひとつは、戦争体験者が「戦争体験」を書いていくことである。「戦争体験」の継承において、「戦争体験」を記述し、語ることなしに、「戦争体験」を継承していくことは難しいと思われる。「戦争体験」を語ることや書くことは、継承の際には欠かすことはできないものであろう。

だが、「戦争体験」の記述や語りは、まったくの自由になされるわけではない。その記述や語りは、それをおこなう主体が属する社会や組織などに適した形にすることが求められる。その時代状況などにおいて、記述や語りは社会に受け入れられることもあれば、受け入れられないことも生じる。「戦争体験」は社会が受容できる形に合わせられていくのである。

被爆者の語りを研究した根本雅也によれば、体験を語る活動は聞き手の存在があってこそ成立し、語り手は聞き手に従属するという⁽²⁾。「体験を語る個々の被爆者」は、「聞き手によって体験の

(1) 「(1) 過酷体験生徒が残す 旭川工高放送局」『朝日新聞』2017年8月15日。

(2) 根本雅也(2018)『ヒロシマ・パラドクス——戦後日本の反核と人権意識』勉誠出版、62頁。

語り手としての適切な振る舞いを求め」られる。「それが不可能なとき、あるいは不可能であるとみなされる」とき、被爆者は「語り手であり続けることはできない」のである⁽³⁾。語り手は、意識的であれ無意識的であれ、聞き手が求める語り方をしていくことになる。語り手は語り手によって自由に語られるわけではない。語りはそのときの社会にとって受け入れられる語り方に合わせられていく。つまり、語り手は語り手が属している社会や組織に規定されていくのである。

「戦争体験」を書くことも時代や社会、組織などに拘束される。野上元は「戦争体験」が社会関係の下で構成されていくことを指摘している⁽⁴⁾。野上は、長野県下水内郡栄村の住民の戦争体験記がどのように編まれていったのかを明らかにした。そこでは、「記述に対してある程度の拘束性」を持つ「共同性への配慮」があった。「戦争体験」を書く場合に、どこの媒体に書くか、また、自分以外の投稿者との関係、自分が属しているコミュニティなどが肝要な機能を果たしている。書くことも語ることも同様に社会や組織の影響を受けざるを得ない。

つまり、「戦争体験」が語られ、書かれている組織にも着目していく必要がある。そこで本稿では、「戦争体験」に関する記述や語りがなされていた組織、日本戦没学生記念会（以下、わだつみ会）を対象とする。とくに、わだつみ会は戦争体験者だけではなく、多くの非戦争体験者も参加した組織であるため、世代間の諸相が「戦争体験」の記述や語りにどのような影響を与えていったのかもみることができる。

わだつみ会は4つの時期にわけられる⁽⁵⁾。わだつみ会は戦没学徒の遺書集である『きけわだつみのこえ』の刊行に共感をした学生が集い、1950年に結成された。第一次は1950年に結成され、戦没学生の記念事業団体から学生主体の平和運動団体へと発展したが、1958年に解散した。第二次は1959年に始まり、「戦中派」の知識人が中心となった時期であった⁽⁶⁾。第三次は激しい学生運動で会も揺れたあとの1970年から始まり、渡辺清（1925年出生）を中心に天皇の戦争責任を追及した時期となる。第四次は、1994年に始まり、『きけわだつみのこえ』の出版をめぐる会と遺族の対立があった時期である。わだつみ会は各時期において、会をどのような組織としてやっていくのかについて議論が交わされてきた。その点において、わだつみ会がみずからいかなる組織であるかという認識もおもっていくことができる。上記の理由により、本稿ではわだつみ会を対象に分析をおこなう。

わだつみ会の先行研究には次のものがある。保阪（1999）の研究は、わだつみ会における権力闘争によって起こった『きけわだつみのこえ』の「改竄問題」について、インタビューなどから明らかにしている。保阪はおもにわだつみ会内の人間関係について描写しており当時の状況を克明に記

(3) 同前, 162-163頁。

(4) 野上元（2006）『戦争体験の社会学——「兵士」という文体』弘文堂, 232頁。

(5) 岡田裕之（1992）「小史 わだつみ会の運動 一九五〇—一九五八」日本戦没学生記念会編『わだつみのこえ（復刻版）』八潮社, i-v頁。

(6) わだつみ会は世代をわけて語られることが多く、おもに「戦中派」、「戦前派」、「戦後派」、「戦無派」が使われることが多かった。明確な定義はないが、本稿において「戦中派」は「1910年代後半から1920年代中頃までに出生し、青年期に戦場やまたは銃後で戦争を支える活動に従事した集団」と定義する。「戦中派」より上の世代は「戦前派」、1920年代後半からアジア・太平洋戦争敗戦時までの下の世代は「戦後派」、敗戦時以降の世代を「戦無派」とする。

している点で優れているが、『きけわだつみのこえ』の「改竄問題」のほうに関心があるために、わだつみ会の組織構造には着目がなされていない。

赤澤（2002）は、第二次わだつみ会を対象に分析をおこなっている。赤澤は戦後日本の戦争体験論の意味を探るために、「戦争体験」について活発な議論がなされた第二次わだつみ会を扱う。赤澤は第二次わだつみ会の中心的話題であった、「戦争体験」を運動とどう結びつけるのかという議論から世代間の対立を分析している。しかしながら世代間の言説への傾注により、わだつみ会の諸相が見落とされてしまっている。

福間（2009）は、世代との関連から「戦争体験」を論じた。世代という点から戦後日本社会における「戦争体験」の変遷を明らかにし、そのなかでわだつみ会を取りあげている。福間の研究方法は、当時を代表する人物に焦点をあて、また人びとの言説からわだつみ会を論じる手法である。ここには組織としてのわだつみ会には考慮がなされていない。言説を対象としているために、組織の実務や制度が人びとの思想にいかなる影響を与えたのか、また思想によって実務や制度がどう変容したのかにあまり着目されていないのである。もちろん、福間がわだつみ会の組織の部分の言及を抑えたのには、わだつみ会における「戦争体験」をめぐる議論から、戦後日本の「戦争体験」の変遷の一端を明らかにしようとしたことがあった。福間のように、戦後日本の「戦争体験」をみていくためには、わだつみ会をマクロに分析する必要があった。福間がマクロな視点で明らかにしたわだつみ会をふまえながらも、本稿は組織や制度の面からわだつみ会を分析していく。本稿は、実務・制度と思想が相互循環することで、わだつみ会がいかに変容していったのかにも着目する。

本稿ではわだつみ会の組織の構造を明らかにするために、第三次わだつみ会の1988年の規約改正に着目する。1988年の規約改正において、「戦争責任」という文言が規約に追加された。規約とは組織の内外にその理念を示すものである。それが改正されることは、わだつみ会の組織構造の変容とともに、わだつみ会が外部に対してみずからをどう呈示していくかを表すことでもある。さらに、「戦争責任」の文言の追加は、会や会員が「戦争体験」を語り、書いていくことにも影響を及ぼす。これらをふまえて、本稿の研究目的は、わだつみ会の組織変容を通して、1988年の規約改正がどのような過程でなされ加害者性を意識していったのか、それにともなう会員の認識はどのようなものであったのかを考察することにある。

「戦争体験」研究では、戦後日本という大きな枠組みにおいて、「戦争体験」の語りが考察されることが多かった。それは、語りから人びとの意識や心性を探ろうとするものであった。だが、語りとは、単純に人びとの思想を反映しているものではなく、語り手の所属する集団との関係において生成されるものでもある。「戦争責任」の文言が入れられたわだつみ会の規約改正に着目し、会の「戦争体験」の語りの変容を明らかにすることで、語り手と集団の関係からも「戦争体験」の語りを分析することの重要性を提示でき、「戦争体験」研究にも寄与できる。

上記をふまえて、本稿の研究目的は、1988年にわだつみ会が規約を改正し、規約に「戦争責任」の文言をいれたことに注目し、規約改正するにいたったわだつみ会の組織の構造を明らかにすることである。これを考察することにより、当時のわだつみ会のいかなる構造や会員の認識によって、そうした事態が生じたのかを分析していく。

結論を先取りすれば、1980年代の戦争責任の追及の流れから、わだつみ会も戦争責任に対する

姿勢を示す必要性と、さまざまな運動に関わるために行動団体化していったこと、また、1980年代のわだつみ会では運営の中心が「戦後派」に変わり、さらに、議事録などをとるようになり、組織としての自覚がより強くなっていたことが、わだつみ会の規約改正につながっていった。

研究方法は、第一次わだつみ会の機関紙『わだつみのこえ』、第二次わだつみ会以降の機関誌『わだつみのこえ』、会員間の通信である『わだつみ通信』、わだつみ会関係者提供資料を中心とした雑誌の分析と、わだつみ会関係者へのインタビューによっている。インタビュー方法は半構造化インタビューを用いた。

本稿の構成は以下の通りである。第1節では第一次わだつみ会から1970年代の第三次わだつみ会の特徴を確認し、第2節では1980年代の時代状況からわだつみ会が規約改正にいたった過程を考察する。最後に結論となる。

1 わだつみ会の変遷

この節では1980年代以前のわだつみ会について概説する。第一次わだつみ会は、高校生や大学生を中心にした学生の平和運動団体であったが1958年に資金難などにより活動が停止された。第二次わだつみ会は、学徒出陣世代である「戦中派」を中心に再結成され、第一次の反省をふまえ、行動団体ではなく思想団体として活動をしていった。だが、現実の問題に関わっていくことを主張した「戦後派」は、思想団体としてのわだつみ会に不満がつっていった。その結果、1960年代末に多くの「戦後派」が会をやめていくことになった。1970年代の第三次わだつみ会では、天皇問題特集により従来とは異なる多種多様な人びとが参入してくることになる。

(1) 第一次わだつみ会——「戦争体験」を軸にした平和運動団体

第一次わだつみ会は、『きけわだつみのこえ』に共感した学生が主体となった、1950年に発足した平和運動団体であったが、1958年に活動を終えることになる。第一次わだつみ会が停滞していったのには、4つの原因があった。

まず、戦争の危機が遠のいたことである⁽⁷⁾。1953年に朝鮮戦争は休戦し、また民衆の反対運動にもより日本の徴兵制は復活にいたらなかった。戦争の危機が後景化することにより、「わだつみの悲劇を繰り返すな」というスローガンは以前ほど求心力を持たなくなったのである。

次に、日本の平和運動が、原水爆禁止運動に向かっていったことである⁽⁸⁾。原水爆禁止運動は生活の危機からもなされた運動であった。「戦争体験」をもとにした戦争の危機を訴えるわだつみ会は原水爆禁止運動に結びつけることが難しかった。

さらに、事務局閉鎖による資金難も第一次わだつみ会が衰退した一因である。わだつみ会の事務局は、それまで東大協同組合を間借りする形式で東大構内のグラウンド地下の部屋を使用していたが、東大当局によって強制閉鎖がなされた。学生団体にとって都心の事務所代を支払うことは不可

(7) 岡田, 前掲, v頁。

(8) 同前。

能であり、資金難を解消すべくうった方針も失敗に終わった⁽⁹⁾。

そして、わだつみ会は全学連や反学同などの運動団体の党派闘争に巻きこまれたことでも瓦解していった。第一次わだつみ会は、戦争の危機が遠のき、原水爆禁止運動が平和運動の中心になり、事務所を失ったことで、会として停滞し、一種の運動のイデオロギー闘争に巻きこまれたこともあり、1958年に活動を終了した。

（2）第二次わだつみ会——「行動への禁欲」と世代の対立

第二次わだつみ会は、1959年に「戦中派」を中心に再結成された「思想団体」である。「思想団体」とした理由には、第一次わだつみ会は「運動団体」であることで瓦解していったという認識があったことにある。第二次以降のわだつみ会では、会として運動に参加する方針を、「運動団体」や「行動団体」と形容されるようになっていく。そうした行動団体の対となる思想団体であることは、会として政治的な行動をしないことを意味していた。第二次わだつみ会は「行動への禁欲」によって始まったのである⁽¹⁰⁾。

第二次わだつみ会の「思想団体」という方針は、「戦後派」にとって不満の残るものであった⁽¹¹⁾。当時は60年安保などがあり、現実の問題にどう対応をしていくのが彼らにとって重要であった。また、「戦中派」の「戦争体験」の語りは、同窓会的で回顧的なものになることが少なくなかった。「戦後派」が「戦中派」に意見を出しても、「戦中派」が自分たちには「戦争体験」があるから他世代より戦争についてより理解していると言え、ば、「戦争体験」のない下の世代は反論をすることが難しかった。「思想団体」といっても、「思想団体」として「戦争体験」をどう打ち出していくのが不透明であったのである。

「戦後派」は、「戦中派」の「戦争体験」の語りが被害者的なものにとどまってお、り、加害者性が無自覚であることも「戦中派」への不満としてつづいていった⁽¹²⁾。『きけわだつみのこえ』自体が当初、支配者によって戦場に送られ命を落としたかわいそうな若者たちという構図で受容されていた。しかし、1960年代ではベトナム戦争などにより、日本の加害者性が明らかになっていく。銃後の人びとに対しても加害者性が問われるなかで、従軍した学徒兵たちの加害者性、戦争責任が追及されるのは避けられないことであった。

第二次わだつみ会において、若い世代がわだつみ会を離れる決定的な出来事となったのは、立命館大学わだつみ像破壊事件である。立命館大学にあるわだつみ像が学生によって引き倒される事件が起こった。戦没学徒をモデルにしたわだつみ像が若い世代によって壊されたことは、会内外で大きな衝撃となり、メディアによってわだつみ会の世代対立として大々的に報じられた。会でもわだつみ像破壊事件を契機に世代間で議論が紛糾し、世代の溝が大きなものとなった。これにより数少

(9) 同前。

(10) 平井（1989）「今なぜ天皇制か——わだつみ会のあゆみと課題」わだつみ会編『今こそ問う天皇制——幾千万戦争犠牲者の声に聴きつつ』筑摩書房、228頁。

(11) 古山洋三（1969）「体験の思想化から反戦思想へ——わだつみ問題に即して」『エコノミスト』47巻47号、134-135頁。

(12) 山本恒（1965）「戦後派の感想」『わだつみのこえ』30号、20頁。

ない若い世代がわだつみ会をやめていったのである⁽¹³⁾。

(3) 第三次わだつみ会 70年代——天皇問題への着目

第三次わだつみ会は、「戦中派」の渡辺清を中心にして天皇の戦争責任を追及した時期である。1971年に『わだつみのこえ』52号で組んだ天皇問題特集号は、社会的に大きな反響を呼び、会員向けの機関誌でありながら、非会員の購入申し込みが相次いで1年の間に4度の増刷を重ねることになり、その後6年間天皇問題特集を組むことになった⁽¹⁴⁾。

天皇問題特集を組むようになったきっかけは、学徒兵が天皇制という構造に束縛されていた視点から、天皇制を問い直そうとしたことにある⁽¹⁵⁾。これまでのわだつみ会は基本的に学徒兵を中心に取りあげていたが、70年代は学徒兵から敷衍して天皇制の問題にも着目したのである。当初の目的は学徒兵の精神構造を規定していた天皇制を分析することであったが、天皇問題特集はわだつみ会が学徒兵に限らずさまざまな政治的・社会的問題などをみていくことにつながった。

1971年9月から10月にかけての天皇訪欧の際の、ヨーロッパの人びとが天皇の戦争責任を追及する姿は、日本の人びとに衝撃を与えた⁽¹⁶⁾。海外からの天皇の戦争責任の追及により、国内でも天皇の戦争責任に向き合う必要ができたのである。

このような社会状況のなかで天皇問題を集めた『わだつみのこえ』は、読者を獲得するとともに、「戦争体験」だけではなくさまざまな問題へと視野を広げていくことになった⁽¹⁷⁾。「戦後派」の加納実紀代（1940年出生）は「私のわだつみ会との出会いというのは、第三次の天皇制とのとりくみ方に対する共感です。戦争体験がそれまで体験べったりで語られていたのが、ここで普遍性を持ったものになったのではないかという気がするのです」と述べる⁽¹⁸⁾。「戦後派」の高橋武智（1935年出生）も、「わだつみ会はいまだに名称こそ日本戦没学生記念会ではあるけれども、もはや学徒兵だけを記念するという、ある意味でせまい出発点、それが初心であったにせよ、そこを離れて、日本の戦争体験を総括的にあつかい得るような視点をもつようになったと思います。なぜかという、天皇制は学徒兵との関係だけでなく、あらゆる日本国民、あるいは日本の支配下にあった植民地のひとびととの関わりで、支配の象徴でもあり、要でもあったからです」と、天皇問題を扱うことで学徒兵だけではなくさまざまな人びとへの視点が広がったとしている⁽¹⁹⁾。天皇問題特集はわだつみ会の裾野を広げることになった。

こうした変化により、70年代のわだつみ会は、学徒世代や学生を中心にした団体から、言論人や出版人、女性といった人びとの入会により一種の市民団体ようになっていった⁽²⁰⁾。わだつみのこえ記念館の現理事長の渡辺總子（1936年出生）は70年代におけるわだつみ会員の層の変容につ

(13) 平井、前掲、225頁。

(14) 福間良明（2009）『「戦争体験」の戦後史——世代・教養・イデオロギー』中央公論社、205-206頁。

(15) 座談会（1973）「「天皇問題」特集をめぐって」『わだつみのこえ』55号、43頁。

(16) 福間、前掲、216頁。

(17) 同前、211頁。

(18) 座談会（1982）「わだつみ会の活動を考える」『わだつみのこえ』74号、62頁。

(19) 同前、67頁。

(20) わだつみ会50年史編集委員会「わだつみ運動の50年」未公開資料。

いて次のように述べる。

昭和天皇の戦争責任をやったことで、普通の一般の人たちがね、どこにも所属しないような人たちで、戦争体験、昭和天皇の責任があると思ってる人たちがわーっときたわけ。会員になったわけ。(中略) いま(のわだつみ会)は全国的(になってる)。その、だから、自分は学徒兵、インテリじゃないけどね、こういうところに入れば、自分の共鳴するもの、人たちがいるんだということで、会員がすごい増えたんですよ。(中略) 本当にそれまでは先生と学生の会だった、遺族とね⁽²¹⁾。

天皇の戦争責任の追及は、わだつみ会を、一部の学徒世代や大学教師、学生、遺族の団体から、多種多様な人びとが交わる会へと変容させていった。多種多様な人びとの入会を促した一因には、70年代に入会の際の推薦人制度が廃止されたことも関係している。推薦人制度は類似の考えを共有している人びとを組織に入会させ同質性を強化させる。その推薦人制度が廃止されたことは、わだつみ会の同質性を和らげ、多様性を促進させる契機にもなった。わだつみ会は、「顔見知りの関係」から「顔の知らない人との関係」になっていったのである⁽²²⁾。

2 1980年代のわだつみ会

この節では、1980年代のわだつみ会の組織構造の変容が規約改正にもたらした影響を考察していく。はじめに、1980年代は教科書問題などにより日本の加害者性の意識の薄さが問われた時期であったことを確認し、次に若い世代も日本のアジアへの加害へ目を向けていった例として、ピースポートを取りあげる。そして、わだつみ会が戦争責任、みずからの加害者性を受容していく過程、1988年に規約に「戦争責任」の文言が加えられる過程をみていく。

(1) 1982年の教科書問題

1980年代は日本の加害者性が強く問われた時期でもあった。吉田裕は、1950年代において、対外的には必要最小限度の戦争責任を認めることでアメリカの同盟者としての地位を獲得する一方で、国内においては戦争責任の問題を事実上否定、不問に付すダブル・スタンダードな問題の処理の仕方が成立したと述べている⁽²³⁾。1980年代は教科書問題などによって、そのダブル・スタンダードが綻び始めたのである⁽²⁴⁾。国内でも戦争責任の問題がより一層問われていくことになった。

日本の国内においても、加害者性が問われるようになった契機として、1982年の教科書問題をあげることができる。1982年に大手新聞各紙が、教科書検定で文部省が「侵略」を「進出」ない

(21) 2019年8月23日渡辺總子氏インタビュー。

(22) 2019年8月23日渡辺總子氏インタビュー。

(23) 吉田裕(2005)『日本人の戦争観——戦後史のなかの変容』岩波書店, 91頁。

(24) 同前, 96頁。

し「進行」に書き換えさせたと報じた⁽²⁵⁾。1982年に書き換えがおこなわれたという報道は誤報ではあったものの、多くの新聞がこの報道に続いて記事を出していった。これらの報道を受けて、韓国や中国などのアジアの国々が抗議をする事態となる。日本による朝鮮半島の植民地支配を正当化する各閣僚の発言があり、日本の加害者認識が希薄であることが周知されていった。教科書問題は、人びとに日本の加害者性とアジアへの被害について考えさせる出来事であった。

(2) ピースボート

教科書問題を契機に、日本の加害者性に向き合った若い世代を中心とした取り組みとして、ピースボートがある。ピースボートは1983年に設立され⁽²⁶⁾、既存の市民運動の枠に収まらない若者たちの反戦運動団体であり、政治目的のために船を出す集団であった⁽²⁷⁾。

ピースボートの設立経緯は教科書問題が起こったことにより、自分たちが習った歴史は本当なのかという問いから、実際に現地に行こうとして企画されたものである。教科書問題は人びとが歴史を問い直すきっかけであった。ピースボートに参加した女子学生は「教科書検定問題が起きたとき、学校では不完全な歴史しか教えてくれなかったのだと知った。大人たちが隠そうとする史実を知りたい」と述べている⁽²⁸⁾。ピースボートは、日本の加害者性と向き合う若者を中心とした運動であった。

1980年代では戦争を語ることは日本の加害者性を抜きに語ることは難しい状況となっていた。このなかで1980年代にわだつみ会がいかなる取り組みをし、「戦争責任」の文言を規約に入れていった過程を確認したい。

(3) わだつみ会の加害者性

わだつみ会による若い世代への働きかけの代表的なものとして、1986年2月11日のフォーラム「いま『わだつみ』を読みなおす」がある。この企画は、「『きけわだつみのこえ』を戦後平和運動の原典＝原点としてとらえ、若い世代に継承するために再読を通して老年、中年、青年の世代を越えた結合をはかりたい」という意図もあった⁽²⁹⁾。第二次わだつみ会でやめていった1940年代後半に出生した、全共闘世代以下の世代が空白になっているため、わだつみ会は若い世代を取りこもうとしたのである⁽³⁰⁾。

しかし、わだつみを広げようとしたこのフォーラムは、わだつみ会の加害者意識の薄さを露わにすることになった。フォーラムには若い世代としてピースボートのメンバーも呼ばれていた。ピー

(25) 別枝行夫(2002)「日本の歴史認識と東アジア外交——教科書問題の政治過程」『北東アジア研究』3号、135頁。

(26) 古市憲寿(2010)『希望難民ご一行様——ピースボートと「承認の共同体」幻想』光文社、79頁。

(27) 同前、85頁。

(28) ピース・ボート編(1985)『ピース・ボート出航! ——「平和の船」の夢と挑戦』三友社出版、6-7頁。

(29) 寺田清市(1986)「フォーラム報告——「核戦争三分前」の『わだつみ』再読」『わだつみのこえ』82号、96頁。

(30) 2019年5月20日田口裕史氏インタビュー。

スポーツの学生はわだつみ会には加害者意識がまったくないと言っていたという⁽³¹⁾。また反核の市民運動に関わっている全共闘世代の男性は「加害者」である学徒兵の手記を読んでいる市民運動にながが寄与されるのかと疑問を呈している⁽³²⁾。わだつみ会は、会として加害者性とう向き合うかが問われた。若い世代を増やすためには、加害者性に対する会の態度を示す必要があった。

（4）組織の体系化と会員の影響

わだつみ会が規約改正にいたったのには、わだつみ会が組織として体系化されていったことも関係していた。組織の体系化は役員の増員や会議の整備によって促され、また1970年代にわだつみ会に入ってきた会員など、会員層の変化もそうした要因であった。上記で確認したように、当初学徒兵の問題を扱う団体であったわだつみ会は、天皇問題を論じることで、学徒兵以外の問題にも視点が広がった。そして、今までは学徒兵に関心がある人びとが集まっていたが、1970年代に天皇問題特集をしたことにより、学徒兵以外にも関心を持つ人びとが増えていったのである。このことは、わだつみ会における学徒兵を記念するという理念を重視しない会員が増えていったことでもあった⁽³³⁾。1970年代後半では『わだつみのこえ』の読者から「天皇問題だけつづけていても機関誌としては「芸」がないのではないかと、よりいろんな問題にわだつみ会が関わっていくべきであるという趣旨の意見が編集に寄せられており、それに対して編集側は「戦没学生を記念する会である以上“天皇”と“靖国”問題については今後もさまざまな形でとりこんでいく」と返答していた⁽³⁴⁾。1970年代に入ってきた会員はそれ以前の会員ほど学徒兵を主軸においていなかったことで、1980年代のわだつみ会が多様な事柄に関わっていく下地を作ったのである。

体系化の要因としては、役員の増員により以前より多くの「戦後派」が運営に関わるようになったことも関係していた。1980年代初頭は、天皇問題特集でわだつみ会を世間に広めた事務局長・渡辺清の急逝により、事務局長が不在となる事態に陥る。1980年代半ばは、事務局長不在のまま、組織の運営がおこなわれ、渡辺清の妻であった渡辺總子が一人で事務局を担当することになり負担が増加していた⁽³⁵⁾。こうした負担の軽減が考慮され、理事などの常任理事の人数が大幅に増員されることになり、運営の業務を分担していこうとしたのである⁽³⁶⁾。従来のわだつみ会では「戦中派」の意向が会の運営に反映されることが多かったが、1980年代では多くの「戦後派」が常任理事になったことでその影響力が会で増していくことになった。もちろん、1970年代以前からわだつみ会にいた「戦後派」も運営に関わるようになったことも重要であった。1970年代は海外におり1980年代に日本に戻ってきた高橋武智は、詳しくは後述するが、1980年代には副理事長になり

(31) 2019年5月20日田口裕史氏インタビュー。

(32) 寺田、前掲、98頁。

(33) 那波（2021）で明らかにしたように、1970年代はわだつみ会がさまざまな問題に関われる下地ができた一方で、わだつみ会の学徒兵を記念するという理念自体を知らない読者や会員も増えていた。1980年代以前の第一次わだつみ会や第二次わだつみ会などの時期におけるわだつみ会の方向性や会員の意識、制度・規約に関する議論は那波（2021）を参照されたい。

(34) 日本戦没学生記念会（1978）「編集後記」『わだつみのこえ』66号、84頁。

(35) 2019年2月25日渡辺總子氏インタビュー。

(36) 2021年12月13日渡辺總子氏インタビュー。

1990年代には「戦後派」として初めて理事長になっている。

天皇問題特集で入ってきた会員はそれ以前の会員とは異なり、学徒兵を記念することを重視するよりはそこからさまざまな問題にアプローチすることを望む人びとが多かった。そして、『わだつみのこえ』の編集が常任理事の連番制になったことも1970年代に入会した人びとがわだつみ会に影響を与える一因となった⁽³⁷⁾。それ以前は編集委員が決まっていたが、多くの人が関わってわだつみ会を運営する方針により『わだつみのこえ』の編集は常任理事が持ちまわりで担当するようになったのである。それは、1970年代から入会した会員の意向が誌面に反映されやすくなることであった。たとえば、1970年代に入会した常任理事で「戦後派」の日原章介は、教科書裁判にも積極的に関わっていた会員であり、高橋武智らとともに『戦争責任』を執筆した家永三郎にインタビューをし、それが82号の『わだつみのこえ』に掲載もされている。『わだつみのこえ』の編集が連番制になったことは、「戦後派」や1970年代から入会した会員の意見が反映されやすくなる土壌も作ったのである。

会議の変化も組織の体系化にとって重要であった。事務局長の不在に常任理事の増設で対応しようとしたが不具合も生じてきたため、会の構造を強固に確立する必要があった。1980年代以前の会議では、基本的に個人宅に6、7人程度が集まって会議をする形式であった。議事録のようなものもなく、気に留めた内容を近くの紙切れに書き留める程度だったという⁽³⁸⁾。それに対して、1980年代半ばごろのわだつみ会では、会議において議事録がとられるようになる。議事録がとられるようになった理由としては、以前の第二次わだつみ会からいた「戦中派」を中心としたわだつみ会とは違い、簡単に認識を共有することができなくなったことが関係していた⁽³⁹⁾。「戦中派」が中心のときは決定事項に対して、「戦中派」のなかで共通認識があったので同じ解釈を共有できていた。しかし、1970年代になりさまざまな人びとが入ってくることで、決定事項に対して人によって異なる解釈をするようになり、それによって問題が生じることもあった。こうしたことを解消するために、話された内容を記録することで、人びとの解釈の齟齬を解消しようとしたのである。議事録には3つの役割がある。1つ目は会議に参加していない人びとに口頭からだけでなく、会議が記録として共有されることである。2つ目は会議での発言が資料となり会の歴史として保存されることであり、それは会議の参加者に発言の責任性を自覚させることである。3つ目は参加者に会議が会の運営に関わるものであることをより強く自覚させると同時に、みずからがその運営をおこなっていく主体であることを認識させることである。議事録は参加者に責任性や主体性を認識させることで、集まりをより要質な会合へと変容させていった。そして、この議事録をとっていたのが、後述で詳しく触れるが、大学職員で事務能力に長けていた梅靖三（1927年生）であった⁽⁴⁰⁾。梅も1970年代の天皇問題特集の時期に入会した会員であり、1980年代に常任理事となり運営へと関わっていたのである。知識人や学生だけではなく会員も増加したことで組織がより体系化されて

(37) 機関誌『わだつみのこえ』の編集を常任理事が連番制で担当する方式は1990年代の中ごろまでおこなわれた（2021年12月13日渡辺總子氏インタビュー）。

(38) 2019年8月23日渡辺總子氏インタビュー。

(39) 2021年12月13日渡辺總子氏インタビュー。

(40) 2019年6月19日渡辺總子氏インタビュー。

いったのである。

当時の事務局の中心的人物であった渡辺總子は「組織として機能してなかったよね。だからきちんと、組織をきちんとしようと。（中略）88年にきちんと組織，事務局長を置いて，組織をね，個人商店みたいだったのをきちんと組織に（していった）」と述べている⁽⁴¹⁾。ここで個人商店と形容しているのは，個人宅でお茶などを飲みながら気に留めたことを紙切れに書いていた1980年代以前の理事会や常任理事会のことである。議事録はそのような個人商店をより組織的なものへと変容させた一因であった。組織の体系化は，会が外部にどうみられているか，外部に対してどう自己呈示していくかという意識にもつながっていった。

（5） 行動への志向

規約改正にいたるには，わだつみ会が会としての自主性を示すために実質的に行動団体として活動をするようになったことも起因している。

わだつみ会が行動へといたるには，協賛をするようになったことも関係していた。わだつみ会は，基本的にほかの団体に，会として正式に協力をすることはほとんどなかった。これは，わだつみ会の「思想団体」としての性質，「行動への禁欲」からなるものであった。ほかの団体と関わることで，第一次のように，団体の党派性に巻きこまれ，わだつみ会がふたたび瓦解していくのを避けようとしたのである。従来は，わだつみ会員がほかの団体に参加するのは許容されていたものの，わだつみ会は会としては基本的に静観するスタイルを保ってきた。それが1980年代は会が運動などに正式に協賛することになったのである。1986年には「ぶつつぶせ中曽根六・一五行動」という名称の市民運動に，会は協賛して参加している。会員個人が他団体に参加するだけでなく，会が公式に他団体と関わることは重要であった。なぜなら，それは会が他団体と関わることを正式に認めたということでもあった。つまり，他団体が取り扱っている問題も，会の内部で堂々と議論できるようになったことでもある。

（6） 会員の思想と規約改正

では，わだつみ会の規約改正へといたるまでに会員の思想がどのような影響を与えたのかを確認したい。

「戦中派」の平井啓之（1921年生）の思想や行動は会が規約改正へと進んでいくひとつの要因になっていた。平井自身は規約改正にはそこまで関わっていなかったものの，第二次わだつみ会の「戦中派」の中心メンバーであった平井が行動を始めたことは会員にとって重要であった。上述した1986年の「ぶつつぶせ中曽根六・一五行動」へのわだつみ会の参加は平井が推進したものであった。この市民運動には最初は個人参加で平井を含めた2人のわだつみ会員しか参加していなかった⁽⁴²⁾。しかし，会として参加することが常任理事会で決まり，平井と理事長の中村克郎（1926

(41) 2019年8月23日渡辺總子氏インタビュー。

(42) 平井啓之（1986a）「6・15 反ナカソネ集会の報告天皇の眠りと“民草”の命」『わだつみのこえ』82号，101頁。

年出生)が呼びかけ人となり、実行委員のメンバーにもなったのである⁽⁴³⁾。平井が東京や近県の会員に連絡のハガキを送ったところ、20人余りの会員がこの運動に参加し、またこの参加への全面的な共感を述べた手紙を送った会員もいたという。このように、会として参加したことを、平井は会が「行動への禁欲」から「禁欲ののりこえ」をしたと形容している⁽⁴⁴⁾。第二次からいた平井が行動へと向かっていったことも、会の方向性そのものを問い直そうとする土壌を形成する一因であった。

次に、規約改正に関わった会員の思想をみていきたい。

規約改正を推し進めた一人は「戦中派」の梅靖三であった。梅は「戦中派」ではあったものの、第二次わだつみ会からいた「戦中派」ではなく、天皇問題特集の第三次わだつみ会のときに入ってきた「戦中派」の会員であった。

梅はわだつみ会が加害者性をより意識していくことを主張していた。『わだつみのこえ』では、梅は日本人の「加害者意識の欠落」や「戦争責任に対する不感性」を批判していた⁽⁴⁵⁾。規約改正に「戦争責任」を入れたことに関しても、わだつみ会は被害者意識に基づいていて加害者の視点が弱ったことから、自分たち自身を含めた加害者責任の追及の内容を規約に盛りこんだと梅は述べていた⁽⁴⁶⁾。

また、梅の事務能力も規約改正に影響を与えた。1980年代に梅はわだつみ会の事務を担当するようになっていく。その理由としては、第三次わだつみ会を牽引した渡辺清の急逝により、事務局局長が不在になったことも関係していた。そして、梅が事務を担当するようになった大きな理由は、梅が大学職員で事務能力に長けていたことである⁽⁴⁷⁾。規約改正にはさまざまな資料をまとめるファイリング能力も要求されたため、梅の事務能力によって規約改正も現実的なものとなっていったのである⁽⁴⁸⁾。梅の事務能力も規約改正の一因となった。

第四次わだつみ会で理事長となる高橋武智の思想も規約改正に関わっていた。高橋は第一次わだつみ会からわだつみ会に参加していた古参の会員であった。高橋はほかの運動に傾倒していったこともあり第二次わだつみ会の途中で会の運営から離れていき、1980年代になってふたたび会に関わるようになっていた。

会に戻ってきた高橋はわだつみ会に若い世代を入れようと積極的に動いていた。先述した1986年のフォーラム「いま『わだつみ』を読みなおす」も高橋が中心人物の一人として開催されたフォーラムであった⁽⁴⁹⁾。このフォーラムは、先述のように、若い世代から加害者意識の欠如を指摘されたものであった。これは若い世代を会に入れようとする点において、会の方向性を再考する必要性を生じさせたひとつの要因であった。

(43) 同前頁。

(44) 平井啓之(1986b)「わだつみ会・1986年——会のあゆみと課題」『わだつみのこえ』83号、48-49頁。

(45) 梅靖三(1976)「天皇の戦争責任と日本人」『わだつみのこえ』63号、10頁。

(46) 梅靖三[1990](1994)「わだつみ会と天皇制を語る——インタビュー・一九八九年十二月十六日」『戦争はいやなものだ』昭和出版、79-80頁。

(47) 2021年7月19日渡辺總子氏インタビュー。

(48) 同前。

(49) 2019年5月20日田口裕史氏インタビュー。

そして、高橋も若い世代を会に入れるには、現在の会の方向性を変えていく必要があると考えていた。高橋は1986年の『わだつみのこえ』83号の「編集後記」で、いまのわだつみ会は「若い世代」や「後世」から「指弾を浴びる」可能性があり、わだつみ会の方向性について批判している⁽⁵⁰⁾。また、高橋は規約への「戦争責任」の文言の追加は若い世代を取りこもうとした意図もあったと語っている⁽⁵¹⁾。高橋は若い世代を取りこむためにも会の規約を改正し、会の方向性を会内外に示そうとしたのである。

わだつみ会が加害者性を意識していくべきだという姿勢は、若い世代を取りこむためだけではなく高橋自身の思想でもあった。第二次わだつみ会では、会として行動しない方針をとる「戦中派」を、高橋は厳しく批判し、会が積極的に行動をとっていくことを促していた⁽⁵²⁾。そして、高橋は加害者性についても言及しており、その姿勢は第三次わだつみ会の1980年代でも変わることはなかった。1982年の『わだつみのこえ』に掲載された座談会「わだつみ会の活動を考える」において、高橋は会が天皇問題だけではなくさまざまな問題に参加していくことを主張していた⁽⁵³⁾。さらに、当時の中曽根康弘首相の靖国神社への公式参拝の際にも、中曽根首相の公式参拝を許してしまったことはある種の共犯者であり、自分たちの戦後責任も問うべきだと指摘していた⁽⁵⁴⁾。規約改正には加害者性を強調する高橋の思想も関連していたのである⁽⁵⁵⁾。

(7) 規約改正の過程

当時の会長の中村克郎は「切迫した今日の情勢下にあつて、死者の鎮魂団体に止まっていたはいけないが、靖国、天皇問題についてわだつみ会は沈黙してはおけない。わだつみ会の運動の発展に力を合わせて行きたい」とし、会が積極的に声明を出すことを推奨していた⁽⁵⁶⁾。1987年4月の理事会では活動の方向において次のように述べる。

(50) 高橋武智（1986b）「編集後記」『わだつみのこえ』83号，165頁。

(51) 2019年6月18日高橋武智氏インタビュー。

(52) 高橋武智（1965）「総会への覚書——わだつみ会はこのままでよいか」『わだつみのこえ』27号，8-11頁。

(53) 座談会（1982）「わだつみ会の活動を考える」『わだつみのこえ』74号，73-74頁。

(54) 高橋武智（1986a）「中曽根の靖国公式参拝を許したもの——その社会的根拠とわれわれの責任」『わだつみのこえ』82号，64頁。

(55) 「戦中派」などのなかに規約改正に対する反対派がいたかどうかにも言及する必要があるだろう。1988年の規約改正に関する資料や聞き取りでは、規約改正に対する反対派がいたことを確認することはできなかった。ただ、資料などに書かれていないということだけから反対派が存在しなかったと断定することはできないだろう。反対派が出てこなかったと考えられる理由は2点ある。1点目は「戦中派」の高齢化と「戦後派」の台頭である。高齢化しわだつみ会への参加が遠のいていった「戦中派」にとって、わだつみ会が規約改正に動いているなかで、それに対して異議を唱えることはかなりの労力がある作業であった。また、「戦後派」が主軸となっていったことも「戦中派」が以前より意見を述べにくくなる要因ではあった。2点目は、みずからの加害者性を含めた戦争責任を追究することは大筋では同意していたものの、戦争責任をどこまで掘り下げていくのか曖昧であった点である。1990年代では、わだつみ会が戦没学徒の戦争責任を過度に追究していくことへの違和感を指摘する「戦中派」も出てきた（『わだつみ通信』34号）。加害者性を自覚した戦争責任を追究していくことには反対ではなかったものの、亡くなった戦友たちである戦没学徒を強く批判することへの異議が「戦中派」から生じたのである。以上をふまえると、1988年の規約改正で反対意見が出なかったおもな理由としては、①「戦中派」の高齢化と「戦後派」の台頭②戦争責任の掘り下げ方の曖昧さが要因であったと考えられる。

(56) 『わだつみ通信』（1984）14号，5頁。

これまでに、わだつみ会として国家秘密法制定反対の国会嘆願署名活動をはじめ、靖国問題を中心とする各種平和団体との連携・共同行動を取ってきた。わだつみ会の思想団体としての基本的性格は変わらないが、その路線を守りつつ、今後も連携できる運動・団体とは可能なかぎり共同行動を取るよう努力する⁽⁵⁷⁾。

思想団体としての基本的性格は変わらないと留保しながらも、各運動と連携・行動をとっていくという方向性が示されている。この理事会では、規約の改正についても論議されており、「以上の方針を具体化するうえで、今後の活動を進めるうえで現在の規約は、これが見直しに迫られている」とし、来年度（1988年）に向けて規約改正を目指すとされた⁽⁵⁸⁾。

わだつみ会の規約は改正前後では下記のようにになっている。

・1959年11月（改正前）

第二条 本会はわだつみの悲劇を繰り返さないために戦没学生を記念し、戦争を体験した世代と戦争体験を持たない世代の協力、交流をとおして平和に寄与することを目的とする

・1988年4月3日（改正後）

第二条 本会は再び戦争の悲劇を繰り返さないため、戦没学生を記念することを契機とし、戦争を体験した世代とその体験をもたない世代の交流、協力をとおして戦争責任を問いつけ、平和に寄与することを目的とする

1988年4月3日の総会において、「戦争責任」の文言を含んだ規約改正が承認されることになる。第二条に関する規約改正は、「わだつみの悲劇」が「戦争の悲劇」に変わり、「戦没学生を記念し」が「戦没学生を記念することを契機とし」に変更されている。

わだつみの悲劇が変更された点に関して、規約改正に関する会議を記録した当時の資料では「一般に「わだつみ」の語彙の理解が不十分。戦争に対する反省は「一五年戦争」に限らない」とされており、外部からみた「わだつみ」への認識と、学徒兵に関するアジア・太平洋戦争にとどまらない戦争への意識から、「わだつみ」から「戦争」へ変更されたことがわかる⁽⁵⁹⁾。

また、「戦没学生を記念し」から「戦没学生を記念することを契機とし」への改正は、わだつみ会が学徒兵以外の事柄も対象としていくことの表明でもあった。当初、わだつみ会は学徒兵の問題が中心の会であったのが、学徒兵に限らずさまざまな社会的・政治的問題を扱っていくようになった。規約改正はそれをふまえて「記念をすることを契機とし」に変わっていった。これは学徒兵を主軸に据えていた会の変容を示すものでもあった。

規約改正は如上の形でなされていった。規約改正に関して、「内なるものの戦争責任、外なるも

(57) 『わだつみ通信』（1987）21号，1頁。

(58) 同前，2頁。

(59) わだつみ会関係者提供資料（1988a）。

への戦争責任を問いつづけることから、規約の第二条を改正したことは喜ばしい。これで本当の戦争否定者になった」と述べている会員もいた⁽⁶⁰⁾。会員のなかでも、わだつみ会の立場をどう示すかは重要な問題であった。規約改正後にわだつみ会は、天皇の戦争責任を問う「幾千万戦争犠牲者の声に聴きつつ」という声明を発表する。

“わだつみ”の悲劇を繰り返すまいとの願いから出発した本会は、四十年近い活動を通じて、(一)戦没学生の悲劇が、三百万の日本人死者を数える十五年戦争末期の一部にほかならないこと、(二)十五年戦争は、もっぱらアジア太平洋地域に対する日本の侵略戦争だったこと、(三)死者だけで優に二千万をこす同地域の人びとの物心両面にわたる被害は償われていないこと、(四)その償いだけでなく、侵略責任の所在を明らかにし、その再発を防ぐことは、我々日本人の子々孫々までの義務であることなどを、心に刻むようになった⁽⁶¹⁾。

ここでは、学徒兵への共感で始まったわだつみ会が、ほかの戦死者を学徒兵と同列に扱うようになったこと、いわば、学徒兵がわだつみ会のなかで後景化したこと、アジアへの加害の自覚が表明されている。前述の1986年のフォーラムで加害者性が問われたように、会の加害者性への認識を会内外で示す必要があった。加害者性への問いなしには、1980年代という時代において行動をしていくことは難しかったのである。「行動への禁欲」の乗り越えによりわだつみ会は実質的に行動団体となり、その指針を示すために規約を改正し「戦争責任」の文言が追加されることになった。

では、ここでの「戦争責任」の文言はどのような意味で使われていたのだろうか。まず、1970年代におけるわだつみ会で戦争責任がいかなる意味で使われていたのかを確認したい。天皇問題特集はわだつみ会にさまざまな問題に取り組める土壌を形成した。「戦中派」の鈴木均は、天皇問題特集はまさしく戦争責任の追及の問題だとし、戦争責任の追及の問題を通して日本の社会構造を問うことにもなり、天皇制はすべての問題に関わっているので「日本社会の全体」を照射することができる⁽⁶²⁾。わだつみ会による天皇の戦争責任の批判は、天皇の戦争責任を大々的に追及することが少なかった当時のメディアにおいて重要であった⁽⁶³⁾。そのため、天皇問題に関心のある人びとがわだつみ会に入会したり、『わだつみのこえ』を読むようになったのである。しかし、天皇問題を主軸としたことで、わだつみ会で戦争責任が議論される場合、天皇の戦争責任を指すことが多かった。民衆の戦争責任にまで議論が及ぶことは少なかったのである。実際に、1978年にわだつみ会が編集した『天皇制を問いつづける』では、「天皇制および現天皇についてのさまざまな想念が、いかに無辜（傍点は本文ママ）の民の胸底にうずまいているか」と民衆は無辜の存在とし

(60) 『わだつみ通信』(1988) 22号, 13頁。

(61) 「幾千万戦争犠牲者の声に聴きつつ」『わだつみ会 声明集』3頁。

(62) 鈴木均・橋川文三・丸山邦男(1978)「〈象徴天皇制〉をめぐる」わだつみ会編『天皇制を問いつづける』筑摩書房, 199頁。

(63) 赤澤(2000)によれば、この時期はキリスト教関係者も天皇の戦争責任を積極的に取りあげていた。戦後日本における戦争責任論の変遷については赤澤(2000)に詳しい。

て形容されている⁽⁶⁴⁾。1970年代はさまざまな人びとがわだつみ会に参入してきた時期であったが、運営の中心は第二次わだつみ会からいた「戦中派」であったので民衆まで含めた戦争責任の追及まではいたらなかった。もちろん、わだつみ会でも民衆の戦争責任を問う集会もなかったわけではないが、1970年代のわだつみ会の関心の中心は天皇問題であり、そのなかでの戦争責任とは天皇の戦争責任を問うことだったのである。

1980年代になると、アジアの被害者に着目し、民衆の戦争責任を追及する流れがより活発となっていく。民衆の戦争責任が問われるようになったことは、みずからの戦争責任をより問うていく必要性が生じていったことでもあった。また、前述のように運営の中心が以前から加害者性の問題を指摘していた高橋武智などの「戦後派」になっていたことで、戦争責任は天皇のみならず、みずからの加害者性を含めたものになっていった。1980年代の戦争責任論では東京裁判研究も新たに展開されていた⁽⁶⁵⁾。1983年には東京裁判の国際シンポジウムがおこなわれており、シンポジウムの企画・運営に関わった大沼保昭は、このシンポジウムによって今まではほとんど対アメリカで考えられていた東京裁判を、日本の人びとが対アジアとの関わりで考えるようになった転換点であったと述べている⁽⁶⁶⁾。同じく1983年には小林正樹によるドキュメンタリー映画『東京裁判』が公開され、わだつみ会ではその合評会「映画「東京裁判」合評」が開催されている。そこでは、みずからが「先兵」となり犠牲をしいられたため、「天皇が戦争責任をまぬがれる経緯」が鮮やかに描かれていたことに「感慨」を抱いたとする一方で、「アジア近隣の民衆に多大の迷惑」を及ぼし、いかに指弾されようとも謝罪や償いのしようがないことに「痛苦の念」に駆られたとも書かれている⁽⁶⁷⁾。わだつみ会でもアジアの被害を考えることにくわえてみずからの加害者性、戦争責任も考えるようになっていったのである。『わだつみのこえ』のある号の編集後記でも、「被害者の方々の証言と批判を直に何うこと」が、「加害者としての自覚を深め善隣友好への一歩となれば幸い」であると書かれていることからそれがわかるだろう⁽⁶⁸⁾。実際に規約改正に関する資料では、規約に「戦争責任を問い続け」を入れることは、「加害者としての戦争責任の追及」であるとも補足されている⁽⁶⁹⁾。1988年の規約改正で結実した「戦争責任」は、天皇の戦争責任のみならず、みずからの加害者性を含めた戦争責任であったのである⁽⁷⁰⁾。

わだつみ会が規約に「戦争責任」の文言を入れ、加害者性の自覚が強くなり、さらに加害者性や

(64) 日本戦没学生記念会 [1977] (1978)「あとがき」わだつみ会 (日本戦没学生記念会) 編『天皇制を問いつづける』筑摩書房, 280頁。

(65) 赤澤史朗 (2000)「戦後日本の戦争責任論の動向」『立命館法学』6号, 155頁。

(66) 大沼保昭 著, 江川紹子 聞き手『歴史認識』とは何か——対立の構図を超えて』中央公論社, 85-86頁。

(67) 座談会 (1983)「映画「東京裁判」合評」『わだつみのこえ』77号, 79頁。

(68) 山本恒 (1987)「編集後記」『わだつみのこえ』84号, 131頁。

(69) わだつみ会関係者提供資料 (1988b)。

(70) 近年においては、歴史学者の永原陽子を中心となって提唱した「植民地責任」論の議論も活発になっている (永原編 2009)。「植民地責任」論とは、戦争責任論に内在する面もあるが、「慰安婦」問題や強制労働などを成立させるにいたった、戦争の枠を越えた植民地主義や奴隷制にまで「罪」や「責任」を含めて問うていく議論である (永原 2009, 11頁)。当時のわだつみ会においては、植民地責任の意識は戦争責任に比較すれば高くはなかった。その理由としては、わだつみ会は戦没学徒の遺書集を基点として出発した団体であるため、戦争に関連する戦争責任への意識が強かったからであると考えられる。

戦争責任を追及する時代情勢において、わだつみ会の講演会で語られる内容や機関誌などで書かれる文章も時代の影響を受けるようになった。「戦争体験」の語りや記述の際には、自身の加害者性に言及することが多くなっていく。1990年代前半のわだつみ会では、「戦争体験」の語りや記述は、戦争責任や加害者性への言及が入るようになる。「戦争体験」を語る際に、戦争責任や加害者性に触れていくような、語りの定型化が生じたのである⁽⁷¹⁾。

これは1990年代のわだつみ会の動向からも確認できる。1993年の学徒出陣50年では、学徒出陣世代が学徒出陣五十周年にあたっての声明「わだつみのこえは今なにを求めるか」を発表している。そこでは「多くの者が死に傷つき、また広く、東南アジア・太平洋一帯で多くの者を殺し傷つけました。被害者であり、また加害者でもあった戦争体験です」と書いており、自身の加害者性をも強調している⁽⁷²⁾。

1994年のシンポジウムでは、「侵略戦争をめぐる国家の責任と民衆の責任」がテーマにされている。このシンポジウムでは、学徒世代である戦争体験者たちも登壇した。学徒世代の戸井昌造（1923年出生）は、同世代の学者の「自分の親友兵士は断じて侵略戦争の加担者ではない」という記事への感想として、「人間として、学者として基本的な営為」がなされていないとし、「私は侵略戦争の加担者です。今こういうことを堂々と言えるなんてことは、むしろ死んだ友人たちに申し訳ないという気持ちです。彼らは何も言えなかった。彼らは人間としての反省もできずに死んでしまった」と述べている⁽⁷³⁾。また、シンポジウムは、「加害」を軸に展開されたものでもあった。シンポジウムの参加者は、シンポジウムの印象を「各自が分担し持ち分とする『世代』ごとの加害責任を逐次話していく」という手順で、「あらかじめ用意されたプログラム」のように感じ、「まるで行事のように『加害』の責任」がそろえられていたと指摘する⁽⁷⁴⁾。1990年代のわだつみ会では学徒世代の「戦中派」が「加害」への反省を積極的に語るようになった⁽⁷⁵⁾。

おわりに

本稿では、資料や関係者へのインタビューを通して、わだつみ会の1988年の規約改正に着目し、わだつみ会がどのように組織として変容し、加害者性の主題化に取り組んでいったのかを明らかにした。

先行研究でわだつみ会が取りあげられる場合、先行研究はわだつみ会の「戦争体験」の語りに関心があったため、世代間で「戦争体験」の議論が活発であった第二次わだつみ会がおもに論じられ

(71) 2019年10月28日田口裕史氏インタビュー。

(72) 日本戦没学生記念会（わだつみ会）出陣学徒有志一同（1993）「わだつみのこえは今なにを求めるか」『わだつみのこえ』96号、2頁。

(73) 日本戦没学生記念会（1995）「シンポジウムの記録」『わだつみのこえ』集会特集号、9頁。

(74) 川口揚（1995）「一隅から——シンポジウムに参加して」『わだつみのこえ』集会特集号、47頁。

(75) 当時の時代情勢において、「戦争体験」の語り手や書き手は、意識的であれ無意識的であれ、戦争責任や加害者性という言葉をつまみながら、語りや書くという行為をしていくようになっていったのである。体験者の語りや記述が社会に受容されやすい形式に定型化していくことは、体験者は自らの想いを自由に語り、書くことが難しくなってきたことでもあった。

る傾向があった。先行研究は第二次の「戦争体験」の議論の様相を明らかにしていった。ただ一方で、本稿で取り扱った1980年代は着目されることが少なく、わだつみ会がどのような過程を通して加害者性の問題を主題化していったのかが明らかにされていない。第二次の「戦争体験」の議論に過度に焦点をあててしまうことは、今日まで続いているわだつみ会の多様な営みを捨象することにもなる。現在のわだつみ会はさまざまな政治問題にコミットし、戦争責任や加害者性にも積極的に言及しており、こうした現在の方向性は、1980年代の会の規約改正が影響を与えている。本稿は、1980年代のわだつみ会に着目することで、現在のわだつみ会の営為の下地となった加害者性の主題化の過程を明らかにした点で学術的意義がある。

わだつみ会は第一次が運動で瓦解したという認識から、1960年代の第二次から「思想団体」として出発した。しかし、行動しないことに不満を覚えた下の世代が1960年代末に大量に抜けていく。1970年代の第三次わだつみ会では天皇問題を扱うことで、わだつみ会が学徒兵以外のことを取りあげる契機となった。そして、わだつみ会を牽引してきた「戦中派」の事務局長・渡辺清の急逝による不在を埋めるべく、会は「戦後派」の常任理事を増加させた。これにより「戦後派」の意向が会に反映されていくことになる。

長らく「行動への禁欲」をしていたわだつみ会が、その禁を犯し実質的に行動へと進んでいく。行動することによって、わだつみ会が外側からどのように捉えられているのかがより自覚されていった。若い世代からはわだつみ会は加害者意識がないと追及されていた。わだつみ会は団体として他と交流していくには、会の制度を確立し、外部からみてもわだつみ会が確固とした組織であることを示す必要があった。上記で述べたように、規約改正に関して、高橋武智は、「戦争責任」の文言をいれたのには若い世代を取りこもうとした意図もあったと述べている⁽⁷⁶⁾。会の規約は外部に会の考えを表すものでもある。だからこそ、規約改正がなされていった。「戦争責任」の文言をいれることは、外部からのわだつみ会の批判に応えることでもあった。規約改正は当時の戦争責任を追及する動きに併進したものでもあった。

(なば・たいすけ 一橋大学大学院社会学研究科・博士後期課程)

【付記】

本稿は、公益財団法人の松下幸之助記念志財団の研究助成（助成番号 21-G26）の研究成果の一部である。

【参考文献】

- 赤澤史朗 (2000) 「戦後日本の戦争責任論の動向」『立命館法学』6号, 137-163頁
—— (2002) 「戦争体験」と平和運動——第二次わだつみ会試論」『年報日本現代史』編集委員会編『年報日本現代史 戦後日本の民衆意識と知識人』現代史料出版, 1-36頁
別枝行夫 (2002) 「日本の歴史認識と東アジア外交——教科書問題の政治過程」『北東アジア研究』3号, 131-149頁
福間良明 (2009) 『「戦争体験」の戦後史——世代・教養・イデオロギー』中央公論社
古市憲寿 (2010) 『希望難民ご一行様——ピースボートと「承認の共同体」幻想』光文社
古山洋三 (1969) 「体験の思想化から反戦思想へ——わだつみ問題に即して」『エコノミスト』47巻47号,

(76) 2019年6月18日高橋武智氏インタビュー。

- 132-136 頁
- 日原章介・高橋武智（1986）「『戦争責任』を書き終えて——家永三郎氏に聞く」『わだつみのこえ』82号, 2-33, 95 頁
- 平井啓之（1986a）「6・15 反ナカソネ集会の報告天皇の眠りと“民草”の命」『わだつみのこえ』82号, 101 頁
- （1986b）「わだつみ会・1986年——会のあゆみと課題」『わだつみのこえ』83号, 5-55 頁
- （1989）「今なぜ天皇制か——わだつみ会のあゆみと課題」わだつみ会編『今こそ問う天皇制——幾千万戦争犠牲者の声に聴きつつ』筑摩書房, 222-241 頁
- 阪正康（1999）『『きけわだつみのこえ』の戦後史』文藝春秋
- 門脇愛（2017）「一九五〇年代の新制高校生の平和運動についての一考察—第一次日本戦没学生記念会を中心に」東京大学卒業論文
- 川口揚（1995）「一隅から——シンポジウムに参加して」『わだつみのこえ』集会特集号, 47-48 頁
- 松浦勉（2016）「戦争責任研究（戦争責任論）と「植民地責任」研究の動向——教育と教育学の、戦争責任と植民地（支配）責任の究明のために」『植民地教育史研究年報』19号, 198-210 頁
- 那波泰輔（2021）「わだつみ会における「思想団体」の定義と変遷——「思想」の言葉に着目して」『理論と動態』14号, 28-45 頁
- 永原陽子（2009）「「植民地責任」論とは何か」永原陽子編『「植民地責任」論——脱植民地化の比較史』青木書店, 9-37 頁
- 永原陽子編（2009）『「植民地責任」論——脱植民地化の比較史』青木書店
- 成田龍一（2020）『増補「戦争経験」の戦後史——語られた体験／証言／記憶』岩波書店
- 根本雅也（2018）『ヒロシマ・パラドクス——戦後日本の反核と人権意識』勉誠出版
- 日本戦没学生記念会 [1977]（1978）「あとがき」わだつみ会編『天皇制を問いつづける』筑摩書房, 279-281 頁
- 日本戦没学生記念会（1978）「編集後記」『わだつみのこえ』66号, 84 頁
- （1995）「シンポジウムの記録」『わだつみのこえ』集会特集号, 1-41 頁
- 日本戦没学生記念会（わだつみ会）出陣学徒有志一同（1993）「わだつみのこえは今なにを求めるか」『わだつみのこえ』96号, 1-4 頁
- 野上元（2006）『戦争体験の社会学——「兵士」という文体』弘文堂
- 岡田裕之（1992）「小史 わだつみ会の運動 一九五〇—五八」日本戦没学生記念会編『わだつみのこえ（復刻版）』八潮社, i-v 頁
- 大沼保昭 著、江川紹子 聞き手『「歴史認識」とは何か——対立の構図を超えて』中央公論社
- ピース・ボート編（1985）『ピース・ボート出航！——「平和の船」の夢と挑戦』三友社出版
- 李宣定（2011）「一九八二年の教科書問題に関する政治史的考察——宮沢談話と近隣諸国条項を中心に」『日韓相互認識』4号, 29-59 頁
- 作間忠雄「「侵略戦争」と親友兵士の死」『朝日新聞』1993年9月11日
- 鈴木均・橋川文三・丸山邦男（1978）「〈象徴天皇制〉をめぐる」わだつみ会編『天皇制を問いつづける』筑摩書房, 191-210 頁
- 高橋武智（1965）「総会への覚書——わだつみ会はこのままでよいか」『わだつみのこえ』27号, 8-11 頁
- （1986a）「中曾根の靖国公式参拝を許したもの——その社会的根拠とわれわれの責任」『わだつみのこえ』82号, 53-64 頁
- （1986b）「編集後記」『わだつみのこえ』83号, 165 頁。
- 田中雄一郎（2017）「一九八二年の日韓歴史教科書問題の萌芽と展開——メディア・フレーム論による日韓関係と韓国の政治社会的分析」『法学政治学論究, 法律・政治・社会』113号, 69-103 頁
- 寺田清市（1986）「フォーラム報告——「核戦争三分前」の『わだつみ』再読」『わだつみのこえ』82号, 96-100 頁
- 梅靖三（1976）「天皇の戦争責任と日本人」『わだつみのこえ』63号, 1-10 頁

- (1994)「わだつみ会と天皇制を語る——インタビュー・一九八九年十二月十六日」『戦争はいやなものだ』昭和出版, 77-83 頁 (初出 [1990], 『戦旗』1990 年 1 月 1 日号)
- わだつみ会編 (1978)『天皇制を問いつづける』筑摩書房
- わだつみ会関係者提供資料 (1988a)
- わだつみ会関係者提供資料 (1988b)
- わだつみ会 50 年史編集委員会「わだつみ運動の 50 年」未公開資料
- 座談会 (1973)「「天皇問題」特集をめぐって」『わだつみのこえ』55 号, 31-54 頁
- 座談会 (1982)「わだつみ会の活動を考える」『わだつみのこえ』74 号, 59-82 頁
- 座談会 (1983)「映画「東京裁判」合評」『わだつみのこえ』77 号, 79-101 頁
- 『わだつみ会 声明集』
- 『わだつみ通信』(1982) 9 号
- 『わだつみ通信』(1984) 14 号
- 『わだつみ通信』(1987) 21 号
- 『わだつみ通信』(1988) 22 号
- 『わだつみ通信』(1995) 34 号
- 山本恒 (1965)「戦後派の感想」『わだつみのこえ』30 号, 19-23 頁
- (1987)「編集後記」『わだつみのこえ』84 号, 131 頁
- 吉田裕 (2005)『日本人の戦争観——戦後史のなかの変容』岩波書店
- (2020)『兵士たちの戦後史——戦後日本社会を支えた人びと』岩波書店
- 「(1) 過酷体験生徒が残す 旭川工高放送局」『朝日新聞』2017 年 8 月 15 日
- 「ピースボートについて」<http://peaceboat.org/about.html> (最終閲覧 2021 年 3 月 19 日)